

食安輸発1129第2号
平成24年11月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(米国産ピスタチオナッツ加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年11月22日付け食安輸発1122第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時の自主検査において、米国産ピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。